

那覇市障がい者世帯に対する水洗便所設置費等補助金申請

既存家屋（持家）のくみ取り便所・浄化槽を改造して、公共下水道に接続しようとする障がい者世帯に対して、予算の範囲内において工事費用の補助をします。

補助金の額

・ 25万円が上限です。

※排水設備係で見積書を精査し、補助額を決定します。

該当する世帯

下記の①～⑥の要件を全て満たしている世帯。

- ①家屋（賃貸住宅を除く）の所有者又は所有者の属する世帯の世帯員でかつ居住していること。
- ②障がい者世帯（身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2又は精神障害者保健福祉手帳1級・2級の交付を受けている方を含む世帯）であること。
- ③世帯全員の年間所得の合計額が世帯員数に150万円を乗じた額以下の世帯であること。
- ④世帯全員が市税及び国民健康保険税を滞納していないこと。
- ⑤水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。
- ⑥世帯全員が他の同様な制度の申請及び補助の交付決定を受けていないこと。
- ※家屋が共有名義となっている場合は、書面により共有者の同意を得ること。
- ※借地の場合は、書面により地主の同意を得ること。
- ※同一家屋に同居世帯がある場合は、同居世帯も③～⑥の要件を備えていること。

申請書及び添付書類

①下水道排水設備計画確認申請書：1通

【添付書類】 ・工事の見積書（「契約金額」の横に申請者が署名・押印したもの）
 ・工事の着手前の写真
 ・借地の場合は、地主の承諾書

指定工事店

②障がい者世帯に対する水洗便所設置費等補助金申請書：1通

福祉事務所長の証明が必要になります。那覇市役所 障害福祉課（3階）

③住民票謄本（特別一本籍及び続柄の記載があるもの）：1通（那覇市役所1Fハイツ市民課）
（各支所）

④所得証明書（住民票に記載のある方全員分）：それぞれ1通

※収入と所得は違います。所得とは収入金額から、その収入を得るためにかかった必要経費や所定の控除額を差し引いた後の金額です。

所得証明書の「合計所得」欄の金額を確認してください。

⑤市税完納証明書（住民票に記載のある方全員分）：それぞれ1通

⑥固定資産評価証明書（土地・家屋）：1通

※固定資産証明書の「所有者」欄の氏名が世帯員か確認してください。

（那覇市役所
3F 市民税課）
（各支所）

⑦国民健康保険税の完納証明書：1世帯1通

(75歳以上の方)後期高齢者医療保険料の完納証明書：それぞれ1通

社会保険及びその扶養者は、社会保険カードの写し：それぞれ1通

※住民票謄本及び証明書等は提出日より3か月以内のものを提出してください。

※同居世帯がある場合には、同居世帯も③④⑤⑦書類を提出すること。

（那覇市役所
1F 国民健康保険課）

注意

- ※上記の申請書等については、全て**同じ印鑑**を使用してください。
- ※申請書は「下水道排水設備計画確認申請書」と同時に提出してください。
- ※障がい者に対する水洗便所設置費等補助金交付決定通知書の交付を受けた後に工事に着工し、着工後2月以内に工事を完了しなければなりません。
- ※工事完了後に、障がい者世帯に対する水洗便所設置費等補助金実績報告書及び請求書兼委任状を提出しなければなりません。（補助金は、工事の施工業者の口座へ振込みます。）

補助金申請等についてわからない事がありましたら、申請前に料金サービス課までご連絡ください。
那覇市上下水道局 料金サービス課（上下水道局庁舎2階）排水設備係 TEL：941-7810

第1号様式(第6条関係)

障がい者世帯に対する水洗便所設置費等補助金申請書

年 月 日

那覇市上下水道事業管理者 宛

申請者 住 所 _____
 氏 名 _____ 印 _____
 生年月日 _____ 年 月 日 _____
 電話番号 _____

障がい者世帯に対する水洗便所設置費等補助金の交付を受けたいので、
 那覇市障がい者世帯に対する水洗便所設置費等補助金交付要綱第6条の
 規定により、関係書類を添えて申請します。

補助金申請額	円				
設 置 場 所	那覇市				
工 事 の 種 類	<input type="checkbox"/> くみ取便所改造 <input type="checkbox"/> 浄化槽改造				
氏名		生年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日	世帯主 との続柄	
手帳の種類				等級	級
手帳番号	第 号				

上記の者は、障がい者に相違ないことを証明します。

年 月 日

那覇市福祉事務所長

印

※ 障がい者であることの証明を福祉事務所長から受けて提出してください。